

憲法と人権(憲法入門)

憲法と人権(憲法入門)

2単位(選択)

麻生 多聞・非常勤講師

【授業目的】 具体的事例を通じて憲法や人権の考え方を身につけることを目的とします。憲法というと、何か堅苦しいイメージがあり、自分には関係がないと思っている方も少なくないかもしれません。しかし、実際には、身の回りに起こる様々な出来事が憲法に関わっているのです。そこで、この講義を通じて、少しでも憲法や人権を身近なものとして感じてもらいたいと考えています。

【授業概要】 憲法の規定のうち、基本的人権を中心に講義を進めます。講義については、単に知識を教えるということではなく(ただし、憲法の規定を理解する上で必要な知識として、個々の条文の意味やその歴史的背景などについては説明いたします)、裁判で問題となった事案や社会で議論されているような問題を素材として、受講者の皆さんと一緒に議論しながら憲法的な考え方を身につけることができるような講義にしたいと考えています。

【キーワード】 [キーワード]

【先行科目】 [先行科目]

【関連科目】 [関連科目]

【履修要件】 なし

【履修上の注意】 私語の甚だしい学生については受講を認めないので注意してください。

【到達目標】

1. 憲法や基本的人権の基本的な考え方を理解する。
2. 社会における様々な問題を法的に考えて処理する力(法的思考能力)を修得する。

【授業計画】

1. 基本的人権総論
2. 幸福追求権(憲法13条)
3. 法の下での平等(1)(憲法14条)
4. 法の下での平等(2)(憲法14条)
5. 信教の自由(憲法20条)
6. 表現の自由(1)(憲法21条)-名誉・プライバシーとの関係について
7. 表現の自由(2)(憲法21条)-いわゆる「知る権利」について
8. 刑事適正手続を受ける権利(憲法31条以下)
9. マイノリティの権利
10. マイノリティの権利(2)

11. 教育を受ける権利(憲法26条)

12. 人身の自由(憲法18条, 31条, 33条~39条)

13. 労働法制(憲法26条)

14. 参政権(憲法15条)

15. 平和主義(憲法前文, 9条)

【成績評価基準】 講義の最後に試験を行います。

【教科書】 教科書は使用しません。資料については講義中に配付します。

【参考書】 [参考資料]

【授業コンテンツ】 <http://cms.db.tokushima-u.ac.jp/cgi-bin/toURL?EID=215849>

【対象学生】 1年次

【連絡先】 [連絡先]

【備考】 憲法とは想像力と創造力の学問です。自分自身の頭で考えるということを心がけてほしいと思います。

Target) 具体的事例を通じて憲法や人権の考え方を身につけることを目的とします。憲法というと、何か堅苦しいイメージがあり、自分には関係がないと思っている方も少なくないかもしれません。しかし、実際には、身の回りに起こる様々な出来事が憲法に関わっているのです。そこで、この講義を通じて、少しでも憲法や人権を身近なものとして感じてもらいたいと考えています。

Outline) 憲法の規定のうち、基本的人権を中心に講義を進めます。講義については、単に知識を教えるということではなく(ただし、憲法の規定を理解する上で必要な知識として、個々の条文の意味やその歴史的背景などについては説明いたします)、裁判で問題となった事案や社会で議論されているような問題を素材として、受講者の皆さんと一緒に議論しながら憲法的な考え方を身につけることができるような講義にしたいと考えています。

Keyword) [キーワード]

Fundamental Lecture) [先行科目]

Relational Lecture) [関連科目]

Requirement) なし

Notice) 私語の甚だしい学生については受講を認めないので注意してください。

Goal)

1. 憲法や基本的人権の基本的な考え方を理解する。
2. 社会における様々な問題を法的に考えて処理する力(法的思考能力)を修得する。

Schedule)

1. 基本的人権総論
2. 幸福追求権(憲法 13 条)
3. 法の下での平等(1)(憲法 14 条)
4. 法の下での平等(2)(憲法 14 条)
5. 信教の自由(憲法 20 条)
6. 表現の自由(1)(憲法 21 条)-名誉・プライバシーとの関係について
7. 表現の自由(2)(憲法 21 条)-いわゆる「知る権利」について
8. 刑事適正手続を受ける権利(憲法 31 条以下)
9. マイノリティの権利
10. マイノリティの権利(2)
11. 教育を受ける権利(憲法 26 条)
12. 人身の自由(憲法 18 条, 31 条, 33 条~39 条)

13. 労働法制(憲法 26 条)

14. 参政権(憲法 15 条)

15. 平和主義(憲法前文, 9 条)

Evaluation Criteria) 講義の最後に試験を行います。

Textbook) 教科書は使用しません。資料については講義中に配付します。

Reference) [参考資料]

Contents) <http://cms.db.tokushima-u.ac.jp/cgi-bin/toURL?EID=215849>

Student) 1 年次

Contact) [連絡先]

Note) 憲法とは想像力と創造力の学問です。自分自身の頭で考えるということを中心に心がけてほしいと思います。